

ご利用料金について

令和 7 年 2 月 1 日 改正版

前年の収入による区分		事務費	管理費	生活費 (食費)	月額利用料①+②+③	
(対象収入) (円)		①	②	③	5月～9月	10月～4月
1	1,500,000 以下	10,000	20,000	46,940	78,764	87,984
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000	20,000	46,940	81,764	90,984
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000	20,000	46,940	84,764	93,984
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000	20,000	46,940	87,764	96,984
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000	20,000	46,940	90,764	99,984
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000	20,000	46,940	93,764	102,984
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000	20,000	46,940	98,764	107,984
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000	20,000	46,940	103,764	112,984
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000	20,000	46,940	108,764	117,984
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000	20,000	46,940	113,764	122,984
11	2,400,001 以上	47,500	20,000	46,940	116,564	125,784

※上記金額は、法改正により一部改正になる可能性があります。

- ご夫婦で入居される場合には、ご夫婦の収入、及び、必要経費を合算し 合計額の 1/2 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当するときは夫婦それぞれの事務費徴収額は、一覧表の額より30%減額した金額となります。
- この表における(対象収入)とは、前年の収入から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

■ 徴 収 金 額

- 月の途中で入退去する場合の事務費、生活費については、単価を当該月の月内日数で除した金額を日単価として、利用実日数で乗じた金額を徴収させていただきます。
但し、月の途中で入居の場合は、事務費のみ翌月からの徴収となります。
- 月の途中で入居される場合の管理費、その他定額料金については、入居日が1日から15日までの場合は全額支払うものとし、16日以降の入居の場合は半額といたします。
- 月の途中で退去される場合の管理費、その他定額料金については、退去日が1日から15日までの場合は半額とし、16日以降の退去の場合は、全額支払うものと致します。
- 前食前までに、給食をとらない旨の申出があった場合は、その食材料費を控除します。
- 10月から4月の間は、生活費に暖房費(9,220円)が加算されます。
- お部屋で使用する電気料、電話料、水道料は、自己負担していただきます。

社会福祉法人 楡 ケアハウス青葉

〒053-0807 苫小牧市青葉町2丁目9番27号

TEL (0144) 76-2000
FAX (0144) 76-0020